

議事日程第3号

平成28年9月7日（水曜日） 午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案の委員会付託 7件

認定第1号 平成27年度御嵩町一般会計歳入歳出決算認定について

認定第2号 平成27年度御嵩町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第3号 平成27年度御嵩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

認定第4号 平成27年度御嵩町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第5号 平成27年度御嵩町下水道特別会計歳入歳出決算認定について

認定第6号 平成27年度御嵩町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

議案第44号 御嵩町太陽光発電の推進及び適正管理に関する条例の制定について

出席議員（12名）

議長 大 沢 まり子	1 番 奥 村 雄 二	2 番 安 藤 信 治
3 番 伏 屋 光 幸	5 番 高 山 由 行	6 番 山 口 政 治
7 番 安 藤 雅 子	8 番 柳 生 千 明	9 番 山 田 儀 雄
10番 加 藤 保 郎	11番 岡 本 隆 子	12番 谷 口 鈴 男

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 渡 邊 公 夫	副 町 長 寺 本 公 行
教 育 長 高 木 俊 朗	総 務 部 長 加 藤 暢 彦
民 生 部 長 山 田 徹	建 設 部 長 伊 左 次 一 郎
企 画 調 整 担 当 参 事 森 島 嘉 人	教 育 参 事 兼 学 校 教 育 課 長 田 中 秀 典
総 務 防 災 課 長 須 田 和 男	企 画 課 長 小 木 曾 昌 文

環境モデル都市
推進室長兼
まちづくり課長
可 児 英 治
税 務 課 長
若 尾 要 司
保険長寿課長
高 木 雅 春
農 林 課 長
石 原 昭 治
建 設 課 長
筒 井 幹 次
生涯学習課長
亀 井 孝 年

亜炭鉱廃坑
対策室長
鍵 谷 和 宏
住民環境課長
若 尾 宗 久
福 祉 課 長
佐久間 英 明
上下水道課長
大 鋸 敏 男
会計管理者
水 野 嘉 博

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長
各 務 元 規

議会事務局
書記
金 子 文 仁

開議の宣告

議長（大沢まり子君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しています。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付しました議事日程のとおり行いたいと思いますので、よろしく
お願いいたします。

会議録署名議員の指名

議長（大沢まり子君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、7番 安藤雅子さん、8番 柳生千明君の2名を指名します。

議案の委員会付託

議長（大沢まり子君）

日程第2、議案の委員会付託を行います。

本定例会に付議されています認定第1号から認定第6号までと、議案第44号の7件について、
質疑の上、各常任委員会に付託したいと思います。

初めに、認定第1号 平成27年度御嵩町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

11番 岡本隆子さん。

11番（岡本隆子君）

2点についてお伺いをいたします。

まず1点目ですけれども、主要な施策15ページ2の1の1の1です。

空家等審議会委員報酬1万4,800円というものですが、これは予算では2万6,000円というふう
についていました。当初予算の総括質疑のときに、これについて質問をしたんですけれども、
このときの答弁で、1回では検討できるかどうかわからないけれども、まずは1回分というこ
とで、2万6,000円を計上しているという説明でした。ここでは7人分ということだったんで
すけれども、今回これは4人の出席しかなくて1万4,800円ということなんです、1回しか

開かれない審議会で7名のうち4人しか出席していないということですが、まず1つ目、これの開催のあり方に問題がないかという点が1点目。

それから、同じく空家等審議会についてですが、この審議会の話し合いの内容はどのようなものであったかということ、それから特定空家に指定しているのは今何件あって、それらは今どのような段階にあるのかということが、空家等審議会に関する質問です。

それから、もう1点は主要な施策6ページの2の1の21の13。

ふるさとみたくカルタ作成業務委託149万9,040円というものですけれども、これについては高齢者サロンやあつと訪夢等では、このかるたはちょっと難しくて活用しづらいという声を聞いていますけれども、今利用状況はどんなふうにご利用されているかということと、こういうものも出ているようですけれども、今後どのようなふうこれを町民に広めて活用していくかということ、大きく2点についてです。よろしくをお願いします。

議長（大沢まり子君）

総務防災課長 須田和男君。

総務防災課長（須田和男君）

それでは、岡本議員さんからの御答弁をさせていただきます。

まず1点目ですが、空家等適正管理審議会、平成27年度は1回開催しております。予算上7名で組んでおりますが、4名の報酬しか支払っていないという御指摘でございます。

7名の委員で構成しております。構成としましては住民代表の方、それから弁護士、それから建築士、それから防災士、あと可児警察署の署から1名と御嵩交番、あと可茂消防の御嵩分署という構成で、7名で構成しております。その中で可児警察署関係と消防署関係につきましては報酬の支払いを受け取っておりませんので、実際にお支払いしたのは4名の方ということで御理解をいただきたいと思っております。

それから、27年度に1回を開催しました審議会の内容ということでございますが、本年に入りまして、2月に審議会を1回開催しております。

審議会の内容につきましては、空家等対策推進に関する特別措置法の施行に伴いまして、まず1点目としましては、27年12月定例会におきまして御嵩町の町条例、空家条例を改正しております。その改正空家条例の概要、それから空家特措法に基づきます特定空家の適正管理のための一連の事務手続の要領の説明、それから2月の時点におきます町の空き家対策の進捗状況とか具体的事例を示しまして、委員さんの意見を伺いましたり、情報共有を図っております。

それから、今の特定空家の認定状況ということでございます。

空家対策特措法、こちらのほうの施行が今年の5月に施行されまして、これを受けて今言いました12月に町の空家条例規則を全面改正しまして、今年の1月1日の条例施行を待つ措置

を開始しております。ことしの3月までに9件の特定空家を認定し、助言文書を送付しております。

うち1件につきましては、ことし6月中に取り壊しを完了していただいております。残り8件についてですが、同じく6月に特定空家等への助言の対応、回答文書ということで文書を送付しまして、今後の対応について再度文書で回答を求めています。その結果1件につきましては、年明け29年1月になりますが、解体するように既に業者に依頼をしているという回答をいただいております。残り7件のうち3件につきましては、所有者から解体や所有権をめぐる相談を受けておまして、解決に向けて少しずつではありますが進んでいる、動いているという状況でございます。

あと残り4件につきましては、助言等の文書に対して全く反応がない方、それから経済的な理由から解体について非常に消極的であるということから、助言の次の指導の文書を今送付しておる段階でございます。

あと、土地と建物の所有者が違う特定空家につきましては、土地の所有者に対しましては建物の現状と空家特措法に基づきます今後の手続の流れ等につきまして、土地の所有者さんにも御説明をさせていただいているところでございます。

あと、このほか特定空家に認定していない空き家でありまして、近隣から苦情をいただいているとか、そういった適正に管理していない空き家につきましても、助言文書は送付させていただいております。

なお、空き家のまま長年放置されているところ、また世代がかわっているケースが多々ありまして、相続人の特定であるとか、所有者の所在調査にも非常にちょっと時間を要しております。措置の手続に入れない空き家も少なくないというのが現状でございます。特措法が施行されましてすぐに解決できるものではありませんけれども、町としましての空き家対策には効果は出ていると考えております。

今後とも法に基づきまして、粛々と手続のほうは進めさせてまいりますので、よろしく願いします。以上でございます。

議長（大沢まり子君）

企画課長 小木曾昌文君。

企画課長（小木曾昌文君）

岡本議員のふるさとみたくカルタ作成業務のことについてお答えさせていただきます。

このかるたにつきましては、町の魅力を知ることとか、来訪者の方々に歩きながら絵を完成させてガイドブックの役目もあるというようなことから、作成をさせていただいたものでございます。これにつきましては、小学校・中学校を初め、公民館だとか児童館、それに御

案内いただきました高齢者生きがい施設などにも配付させていただいておまして、実際に使
っていただいていることと思います。

使い方としましては、44枚の読み札と絵札を通常のかるた取りのように使っていただくとい
うこともあるかと思いますが、御嵩町の資源を題材にしているものでありますので、町内を散
策しながら絵札が空欄となっているところに思い思いのことを描いていただいて、一枚の絵を
完成していただくということもいいのではないかなというふうに思います。

各地区それぞれの地域資源を見直すためのツールということでも活用できるかなと思います。

例えば先日、上之郷中学校の授業の中で舂五山茶について学習をされた際にも、かるたでは
どんな表現をされているのかとか、どんな絵を描いているのかなということでも教材として使
われたということも聞いております。身近な資源をこのかるたで、絵札や読み札で探すとい
うことでもいいのではないかなというふうに感じております。

今後につきましては、町のホームページでも出し方は検討していきますが、アップしてい
きたいというふうに考えております。来訪者の方々はもちろんのこと、町民の方にも町の資源
を見詰め直していただくツールとして使っていただけたらなというふうに思います。

ちなみに、皆さん御存じだと思いますが、通称「御嵩富士」がありますが、これも正式名称
がここにも載っておりますし、顔戸祭礼なんかでも顔戸祭礼だけではなく、その内容の表現に
ついても趣向を凝らしております。

それぞれの資源を違う角度から表現しておりますので、全てをめぐってかるた取りもいいの
かもしれませんが、まず身近な資源をそれでちょっと見詰め直していただけたらなというふう
に思いもありまして、これを活用していただけたらなというふうに考えておりますので、よろ
しく願いいたします。以上です。

[挙手する者あり]

議長（大沢まり子君）

11番 岡本隆子さん。

11番（岡本隆子君）

ありがとうございます。今のかるたについてですけれども、もう一回、再質問をさせてい
たできます。

来訪者の方々とか、町民の方々がガイドブックがわりにということなんです、そういった
方々はこのかるたをどこかでレンタルできるとか、借りられるとか、どういうふうにしてこれ
を手に入れたらいいんですか。

議長（大沢まり子君）

企画課長 小木曾昌文君。

企画課長（小木曾昌文君）

今はインターネットに載せておりませんので来訪者の方が身近に手に入れていただくことはできませんが、例えば来訪者の方が多いわいわい館だとか、そういったところで見させていただいてそこで使っていただくと。あるいは、それを持って近くの資源のところに行っていただくということでもいいのかなと思います。

ただ、使い方、あるいは来訪者のための出し方についても、今後も検討していきたいと、できるだけ皆さんに使っていただくということが必要なので、それも考えていきたいなというふうに思っておりますので、お願いいたします。

議長（大沢まり子君）

ほかに質疑ございませんか。

〔挙手する者あり〕

7番 安藤雅子さん。

7番（安藤雅子君）

お尋ねします。主要施策の46ページですが、学校運営協議会委員報酬が載っております。これは10人分5回というふうで新規で載っておりますが、決算書の説明のほうでは、この人数が9人になっておりました。9人なのか10人なのかというあたりと、それから1人当たりの報酬は幾らなのかというのを教えてください。

議長（大沢まり子君）

教育参事。

教育参事兼学校教育課長（田中秀典君）

学校運営協議会委員報酬、安藤さんの質問にお答えします。

まず、10人の委員メンバーで構成しております。そのうち1名は保育所の園長ということで、報酬支払いがないということで9名という表記になっております。

あと、報酬額については3,600円ということでございます。以上でございます。

議長（大沢まり子君）

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで認定第1号の質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題としております認定第1号につきましては、総務建設産業常任委員会に審査を付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、認定第1号は総務建設産業常任委員会に審査を付託することに決定しました。なお、認定第1号につきましては、総務建設産業常任委員会に審査を付託しましたが、民生文教常任委員会の所管部分につきましては、民生文教常任委員会で審査をしていただき、総務建設産業常任委員長にその審査結果の報告をしていただきますようお願いいたします。

議長（大沢まり子君）

次に、認定第2号 平成27年度御嵩町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで認定第2号の質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題としております認定第2号につきましては、民生文教常任委員会に審査を付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、認定第2号は民生文教常任委員会に審査を付託することに決定しました。

議長（大沢まり子君）

次に、認定第3号 平成27年度御嵩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで認定第3号の質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題としております認定第3号につきましては、民生文教常任委員会に審査を付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、認定第3号は民生文教常任委員会に審査を付託すること

に決定しました。

議長（大沢まり子君）

次に、認定第4号 平成27年度御嵩町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで認定第4号の質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題としております認定第4号につきましては、民生文教常任委員会に審査を付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、認定第4号は民生文教常任委員会に審査を付託することに決定しました。

議長（大沢まり子君）

次に、認定第5号 平成27年度御嵩町下水道特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで認定第5号の質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題としております認定第5号につきましては、総務建設産業常任委員会に審査を付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、認定第5号は総務建設産業常任委員会に審査を付託することに決定しました。

議長（大沢まり子君）

次に、認定第6号 平成27年度御嵩町水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてを議

題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで認定第6号の質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題としております認定第6号につきましては、総務建設産業常任委員会に審査を付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、認定第6号は総務建設産業常任委員会に審査を付託することに決定しました。

議長（大沢まり子君）

続きまして、議案第44号 御嵩町太陽光発電の推進及び適正管理に関する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで議案第44号の質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題としております議案第44号につきましては、総務建設産業常任委員会に審査を付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第44号は総務建設産業常任委員会に審査を付託することに決定しました。

散会の宣告

議長（大沢まり子君）

以上で本日の日程は終了いたしました。

なお、9月13日に民生文教常任委員会、15日に総務建設産業常任委員会をそれぞれ開催していただきますようお願いいたします。

次の本会議は9月20日火曜日、午前9時より開会しますので、よろしく申し上げます。

これにて散会をいたします。御苦労さまでした。

午前9時21分 散会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員